

令和 2 年 12 月 16 日からの大雪に伴い被災されたお客さまに 対する電気料金等の特別措置の実施

このたびの令和 2 年 12 月 16 日からの大雪の影響に伴い被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

HTB エナジー株式会社は、災害救助法が適用された地域※1 及びその隣接する地域※2 において、この大雪の影響により被災されたお客さまからのお申し出があった場合、下記の特別措置を実施いたします。

【対象となるお客さま】

令和 2 年 12 月 16 日からの大雪に伴う災害救助法が適用された地域及びその隣接する地域に「契約者住所」がある当社と電気契約をされているお客さま、且つ当社へお申し出いただいたお客さま

【特別措置実施内容】

(1) 電気料金等の支払期日の延長

2020 年 11 月分（支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限る。）
12 月分、および 2021 年 1 月分の電気料金を対象として支払期日を各々 1 ヶ月間延長する。

(2) 不使用月の電気料金の免除

被災時が属する料金計算月の翌月から継続して電気を使用しなかった月の電気料金を 6 ヶ月間に限り免除する。

(3) 工事費負担金※3 の免除

被災前と同じ契約内容で電気の使用を申し込まれた場合の工事費負担金を申し受けません。
なお、工事費負担金の免除は 2021 年 6 月末日までのお申込分とする。

(4) 臨時工事費※3 の免除

被災された供給地点について、臨時工事費を申し受けません。
なお、臨時工事費の免除は 2021 年 6 月末日までのお申込分とする。

(5) 計量器等の取付工事費※3 の免除

被災された供給地点について、引込線、計量器などの取付位置の変更を行う場合の取付工事費を申し受けません。
なお、取付工事費の免除は 2021 年 6 月末日までのお申込分とする。

(6) 被災により使用出来なくなった設備の基本料金免除

災害のため一時使用不能となった電気設備について、2021 年 6 月末日までの間は、その使用不能設備相当分の基本料金を申し受けません。

※1 災害救助法の適用地域の詳細及び適用地域は[内閣府](#)のホームページにてご確認ください。

※2 災害救助法の適用地域に隣接する地域の詳細は[東北電力ネットワーク\(株\)](#)のホームページにてご確認ください。

※3 工事費負担金、臨時工事費、および取付工事費とは、お客さまへ電気を供給するために施設される設備にかかる工事費のうち、お客さまにご負担いただく費用をいいます。

なお、特別措置の適用を希望されるお客さまは、下記の当社お問い合わせ先へお申し出ください。

本件に関するお問い合わせ先

HTB エナジーワンダーサポート

営業時間：平日 10：00～18：00

TEL：050-3852-1193

問い合わせフォーム：<https://htb-energy.co.jp/ask/>